

業務部速報



No. 28

発行 21. 8. 24

JR東労組 業務部

申4号 「業務委託駅における人身事故等が発生した場合の現地責任者業務の委託範囲について」に関する申し入れ 団体交渉を行う！その①

1. 「その管理エリア内の業務委託駅」に委託範囲を拡大する根拠を明らかにすること。また、安全レベルが低下しない根拠を明らかにすること。

この施策に限らず、安全を第一に、お客さま・社員の命を守るというスタンスに変わりはない！確認！

組合

委託駅社員が現地責任者を行った件数はどれくらいあるのか。

委託範囲を拡大する目的は何か。

現地責任者は非常に責任が重い。委託範囲の拡大に伴い組合としての問題意識①自駅以外の現地責任者業務を担うことになるが、その担当する駅や構内を熟知しているのか②自駅以外の駅内外との様々なやり取りを行うことになるが、その知識や経験がなく、指示命令ができるのか③JR からの出向社員とエルダー社員から、委託会社のプロパー社員への世代交代が急激に進む中での委託範囲拡大であり、その技術継承が出来ているのか。安全教育は委託会社内でできているのか。

「その管理エリア内の業務委託駅」とあるが、管理エリア内とはどの範囲なのか。

委託する JR 本体として責任を持って各駅・施設の安全管理を行うべきと考えるがどうか。

会社

過去3年で、JESSのプロパー社員が4件、LiViTでは初動対応で1件行い、地区センター社員に引き継いでいる。

初動対応を早くして平復させるため。

現地責任者の責任が重いというのは、その通りである。

安全はトッププライオリティであるから安全レベルが低下しないように、必要な教育を行っていく。場所を熟知し現地を把握していなければならない。継続した教育が必要だ。

一駅務責任者が管轄している範囲というのが統一して示せるものである。

委託している側の責任はある。協力すべきことは協力してやっていきたい。

2. 駅務責任者が泊体制をとっている業務委託駅を明らかにすること。また、今後委託範囲を拡大するスケジュールを明らかにすること。

組合

駅務責任者が泊体制をとっている業務委託駅はどこなのか。

10月1日にどの駅から開始していくのか。

委託範囲を拡大する際は、今までと異なる業務を行うことになるため、各地本・支社間における説明等を行うこと。

会社

受託会社側で最適な体制で行っているところである。泊体制といっても、対応できる体制とは限らないところもあるため、**地方議論で細かく決めている。**変動要素もあるのでこの場では示せない。

準備が可能なところから開始していく。教育と周知の期間もある。

きちんと議論できるようにしていく。**実情に即した議論**をしていく。

実情に即した議論を各地本・支社間で行っていくことを確認！

その②へ